

【重要】新潟県からのお知らせ（屋外広告物・屋外広告業に係る申請・届出）

新潟県収入証紙の廃止による手数料納付方法の変更のご案内

1 新潟県収入証紙は令和6年8月末で販売終了となります

証紙の利用期限 令和7年3月末日まで

未使用証紙の還付 令和12年3月末日まで

令和7年4月から
証紙は使えなくなります！
未使用分は
還付請求をお願いします！

《還付方法》「証紙還付請求書」で請求後、
請求者の銀行口座に還付されます。
詳細は新潟県出納局ホームページをご確認ください。



<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/suitoukanri/1221760945236.html>

なお、証紙廃止に伴い令和6年9月1日から新様式（証紙はり付け欄の削除）となります。

様式ダウンロード <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/toshiseisaku/0901haishi-koukoku.html>

※当分の間、改正前の旧様式もご使用できます。

改正様式：新潟県屋外広告物条例施行規則 別記第1、2の2、3、5、5の2、12、19号様式

（広告物 表示（設置）許可・更新許可・変更（改造）許可申請書、屋外広告業登録申請書、講習会受講申込書）

2 収入証紙に替わる手数料納付方法について

①～③のいずれかにより納付をお願いします。

①新潟県電子申請システムを利用した電子納付

新潟県では、屋外広告物・広告業にかかる全ての申請・届出が電子申請に対応しています。

パソコンやスマートフォンからオンラインで申請・届出・手数料納付ができます。

ペイジーの場合は払込用の番号が発行されますので、対応する金融機関 ATM でも納付できます。

書類の内容審査後、お支払い手続きをご案内いたします。

広告物許可以外に、広告物表示（設置）完了届や

設置者（管理者）変更届も電子申請が可能です！

※行政書士以外の方は、電子申請システムでの代理申請はできませんのでご注意ください。

新潟県電子申請システム

<https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/>



《電子納付支払い方法》

・クレジットカード

・Pay-easy（ペイジー）

（対応する金融機関 ATM や、
インターネットバンキングで納付）

【重要】新潟県からのお知らせ（屋外広告物・屋外広告業に係る申請・届出）

②窓口でキャッシュレス決済

書面申請（窓口提出、郵送）の場合、
各窓口でキャッシュレス決済による納付ができます。
申請時にキャッシュレス決済利用とお声がけください。
申請書類の内容審査後、納付についてご案内いたします。



《キャッシュレス支払い方法》

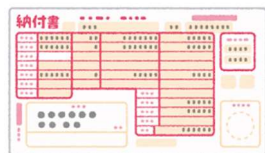
- ・クレジットカード
- ・電子マネー（iD、WAON、nanaco、Suica、楽天Edy等）
- ・QRコード決済（d払い、au PAY、PayPay、楽天ペイ等）

利用可能な決済ブランドの詳細〔新潟県出納局 HP〕

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/cashless.html>

③(令和6年9月1日から開始)金融機関窓口で現金納付(納入通知書の発行)

まずは電子申請システムによる電子納付および窓口キャッシュレス決済をご検討いただき、それらに対応できない場合は金融機関窓口で納付する納入通知書を発行いたします。



事前審査・申請 ⇒ 審査・納入通知書発行 ⇒ 金融機関で納付 ⇒ 納付確認後 許可

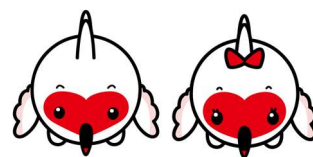
《納入通知書 ポイント》

- ・納付期限がございますのでお早めにお支払いください。納付確認後、許可いたします。
- ・発行のためにご連絡先等の確認が必要です。送付書（例示）を掲載しますので、必要な情報を記載し、申請時にご提出をお願いします。※任意様式でも可
- ・郵送をご希望の場合は必ず返信用封筒（定形内封筒1通）を同封してください。
長形3号もしくは洋形長3号等、110円切手貼付済のもの
- ・納付確認のため、納付後の領収書半券を窓口提示または写しを郵送・FAX等でご送付ください。



窓口 広告物許可申請関係：広告物の表示・設置場所所管の各地域振興局地域整備部担当窓口
広告業登録届出関係：新潟県庁都市政策課

納入通知書による納付の場合、納入通知書の発行・送付や、納付確認に時間を要し、
これまでより許可できるまでに多くの日数が必要になることが想定されます。
許可申請は余裕をもってご提出いただきますようお願いします。



取扱いの変更については県 HP でも周知いたします。
お問い合わせは下記担当へよろしく申し上げます。

問合せ：新潟県土木部都市局都市政策課都市行政係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5426（直通）